

国債店頭取引清算業務における当初証拠金及び清算基金の算出方法等の一部見直しについて

2019年3月4日
株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

国債店頭取引清算業務において、当初証拠金における算出項目の観測期間及び国債店頭取引清算基金におけるストレスシナリオの算出方法等について、市場変動時のプロシクリカリティを抑制するとともに、より精緻に市場環境を反映させるよう見直しを行うことでリスク管理の十分性を一層高めるべく、所要の制度整備を行う。

II. 概要

項目	内容	備考								
1. 当初証拠金の算出方法の見直し等										
(1) 時価変動リスクファクターの観測期間	<ul style="list-style-type: none"> 時価変動リスクファクターの算出に用いる観測期間は251営業日又は501営業日とし、それぞれの観測期間に基づき算出された値のうち大きいものを時価変動リスクファクターとする。 時価変動リスクファクターの算出に用いる観測期間のうち1営業日分は、過去250営業日又は過去500営業日より前におけるストレス日の値を用いる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行では、観測期間は250営業日としている。 具体的には、当社が別に定める期間のうち、当該日から3日間の時価変動が最も大きかった日をストレス日とする。 								
(2) 銘柄別基準スプレッドの見直し時期	<ul style="list-style-type: none"> 銘柄別基準スプレッドの見直しのために行うマーケットサーベイの実施時期を3月、6月、9月及び12月とする。また、新しい銘柄別基準スプレッドの適用開始日を実施月の第15営業日とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行では、実施時期は1月、4月、7月及び10月、適用開始日は実施月の第10営業日としている。 								
(3) 純財産額等と比較して当初証拠金所要額が大きくなった場合の所要額割増	<ul style="list-style-type: none"> 当初証拠金所要額を純財産額で除した数値が、次に定める基準に該当した清算参加者について、次に定める措置を行う。 <table border="1" data-bbox="539 1294 1487 1473"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75%以上87.5%未満</td> <td>必要な報告を求める</td> </tr> <tr> <td>87.5%以上100%未満</td> <td>当初証拠金所要額を1.2倍に増額する</td> </tr> <tr> <td>100%以上</td> <td>当初証拠金所要額を1.4倍に増額する</td> </tr> </tbody> </table>	基準	措置	75%以上87.5%未満	必要な報告を求める	87.5%以上100%未満	当初証拠金所要額を1.2倍に増額する	100%以上	当初証拠金所要額を1.4倍に増額する	<ul style="list-style-type: none"> 現行では、基準を50%以上、75%以上及び87.5%以上とし、それぞれ、必要な報告、1.3倍の増額及び1.6倍の増額の措置を行うこととしている。
基準	措置									
75%以上87.5%未満	必要な報告を求める									
87.5%以上100%未満	当初証拠金所要額を1.2倍に増額する									
100%以上	当初証拠金所要額を1.4倍に増額する									

項目	内容	備考
2. 国債店頭取引清算基金の算出方法の見直し等 (1) ストレスシナリオの見直し (2) 臨時見直しの整備 3. ネットィング口座の種類の変更	<ul style="list-style-type: none"> • ストレスシナリオにおけるストレス状態（極端ではあるが現実には起こりうる市場環境下）の算出方法を見直す。 • ストレストテストにおけるストレス利回りの下限値（0）を廃止する。 • 清算参加者が合併する場合その他当社が必要と認める場合には、国債店頭取引清算基金所要額を臨時に変更できるものとする。 • 清算参加者は、開設しているネットィング口座の種類を変更できるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> • 具体的には、シナリオとして設定している主成分分析においてパレート分布を用いた算出方法とする。 • 当初証拠金については、既に同様の規定を設けている。 • ネットィング口座は、通常口座、レポ専用口座及び後決めレポ専用口座の3種類を設けている。

Ⅲ. 実施時期

2019年4月1日から実施する。ただし、次に掲げる項目についてはそれぞれ定める日から適用する。

- Ⅱ. 1. (1) については、2019年4月22日とし、ストレス日の値を用いた算出は2019年6月10日からとする。
- Ⅱ. 1. (3) については、2019年6月10日。
- Ⅱ. 2. (1) のうち、ストレス利回りの下限値の廃止は2019年4月15日。なお、2019年6月10日以降の清算基金所要額算出における担保超過リスク額は2019年4月1日以降に算出した値を用いる。

以上